

血液事業の主な経緯

昭和 31年(1956)	・「採血及び供血あつせん業取締法」施行
39年(1964)	・「献血の推進について」閣議決定
48年(1973)	・預血制度廃止、輸血用血液製剤のすべてを献血で確保する体制の確立
50年(1975)	・「血液問題研究会」答申 ・WHO決議「無償献血を基本として各国の血液事業を推進すべき」
60年(1985)	・「血液事業検討委員会」中間報告（献血の推進、新採血基準、需給目標等）
63年(1988)	・国会附帯決議「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（血液製剤の国内自給の促進）
平成 元年(1989)	・「新血液事業推進検討委員会」第一次報告（血液事業の基本方針等）
2年(1990)	・有料採血の完全廃止
6年(1994)	・血液凝固因子製剤の国内自給達成
8年(1996)	・H I V訴訟和解 ・「血液行政の在り方に関する懇談会」設置
9年(1997)	・「血液行政の在り方に関する懇談会」報告（血液事業の実施体制、国内自給推進方策等）
10年(1998)	・血液事業研究議員連盟設立 ・中央薬事審議会に企画・制度改正特別部会を設置
11年(1999)	・全献血血液に核酸増幅法（N A T）検査を導入
12年(2000)	・「中央薬事審議会企画・制度改正特別部会」報告
14年(2002)	・「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」公布